

認定判定表

この表は参考であり、個々の条件によっては認定できない場合がありますので、詳しくは当組合にお尋ねください。

①認定対象者（被扶養者になろうとする人）と被保険者は同居していますか？（なお、②のA、B以外の人は被扶養者になりません。）

はい → ④へ
いいえ → ②へ

②認定対象者は

- A. 被保険者の直系尊属、配偶者（事実婚を含む）、子、孫及び兄弟姉妹 → ③へ
- B. A以外の三親等内の親族、事実婚の配偶者（死亡後を含む）の父母及び子
→ 被扶養者になりません

③認定対象者に対し、継続して相手の収入以上の仕送り等をしていますか？

はい → ④へ
いいえ → 被扶養者になりません

④認定対象者の年齢は

16歳未満 → ⑨へ
16歳以上 → ⑤へ

⑤認定対象者の退職を理由とする認定ですか？

はい → 別欄の認定要件※1を参照してください。
認定可能であれば⑥へ
いいえ → ⑥へ

⑥認定対象者は収入がありますか？

はい → ⑦へ
いいえ → ⑨へ

⑦認定対象者の年収は130万円未満（60歳以上、又は障害年金の受給要件該当者は180万円未満）であり、かつ被保険者の年収の2分の1未満ですか？

はい → ⑧へ
いいえ → 被扶養者になりません

⑧<収入がある場合> 別欄の計算方法※2で要件を満たしていますか？

はい → 被扶養者になります
いいえ → 被扶養者になりません

⑨<収入がない場合> 認定対象者は、主として被保険者により生計を維持されていますか（他から被保険者を上回る援助を受けていない）？

はい → 被扶養者になります
いいえ → 被扶養者になりません

※1[退職を理由とする申請の場合、雇用保険から支給される失業給付金の取り扱いについて]

- ①給付金の支給終了までは、手当金の金額にかかわらず、待機期間を含めて収入があるものとみなし認定はできません。
支給終了の際「雇用保険受給資格者証」に「支給終了」と印字されますので、認定申請時にそのコピーを添付してください。
- ②失業等給付金を受給する意思がない場合は離職票の現物をお預かりします。
- ③離職票の交付を受けていない場合や、雇用保険制度に加入していない場合は、その旨の証明を退職した事業所から受けてください。
- ④妊娠、出産、育児及び療養のため受給延長の申請をした場合は、受給開始までは認定可能とします。その確認書の写しを提出してください。
ただし、出産手当金、傷病手当金は収入とみなします。出産手当金の支給を受ける資格がある場合は、その受給見込み期間である98日(多胎妊娠の場合は154日)を経過してからの認定とさせていただきます。退職された時点で一度当組合にご連絡ください。

※2[収入がある場合の計算方法]

- ① 被保険者の収入(年間収入) = 標準報酬月額 × 12 + 過去1年間に支給された標準賞与額の合計
- ② 被保険者と被扶養者の合計人数
- ③ ① ÷ ② = 現在の被保険者の世帯における一人当たりの年間の生計費
- ④ 認定対象者の年間収入

上記の③と④を比較して、③ > ④であれば被扶養者として認定されます。

ただし、両親、祖父母等の夫婦の扶養認定に関しては、生計維持関係を夫婦一体とみなしますので、④では二人の収入を足したものを2で割ってそれぞれの収入としてください。